

大規模小売店舗立地法に基づく届出をお忘れなく！

大規模小売店舗の新設・変更等の際には、届出が必要です。

■大規模小売店舗立地法(大店立地法)とは

大店立地法は大規模小売店舗(小売業を行う店舗面積が、1,000㎡を超える店舗)の立地に関し、周辺地域の生活環境保持のため、建物の設置者が施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保し、地域社会等の健全な発展や国民生活の向上に寄与することを目的とした法律です。

札幌市内で大規模小売店舗の新設や変更等を行う場合は、札幌市への届出が必要となります。届出についてご不明な点がある場合は、下記の部署までご相談ください。なお、無届で店舗を新設・変更した場合や、届出書に虚偽の記載をした場合は法に基づく罰則適用の対象となる場合があります。

■届出が必要なケース

届出内容	該当する条文	住民等への説明会開催	届出を行う時期	留意点
【新設】 ○店舗を新設するとき ○既存店舗の床面積や、テナントの変更により小売業を行う店舗面積が1,000㎡以上となるとき	法第5条第1項 法附則第5条第1項	必要	事前	○届出書の縦覧や審査を行うため、開店日の8ヶ月前に届出してください
【変更】 ○店舗名称、設置者の会社名・代表者氏名・所在地、小売テナントの会社名・代表者氏名・所在地を変更したとき	法第6条第1項	不要	事後	○小売テナントの変更が頻繁に発生する場合は、定期的にまとめて報告を行うことも可能です
○店舗の配置に関する事項 (駐車場・駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設・廃棄物保管施設の位置及び面積)を変更するとき ○店舗の運営方法に関する事項 (店舗の開閉店時刻、駐車場・荷さばき施設の利用可能時間帯、駐車場の出入口の数及び位置)を変更するとき	法第6条第2項 法附則第5条第1項	必要 (軽微な変更と認められた場合は不要)	事前	○大店立地法施行前から営業している店舗も届出が必要です ○届出書の縦覧や審査を行うため、変更の8ヶ月前に届出してください
【廃止】 ○閉店するとき ○小売業を行う店舗面積の合計が1,000㎡を下回ることとなるとき	法第6条第5項	不要	事前	○大店立地法施行前から営業している店舗も届出が必要です
【承継】 ○店舗の売買や譲渡、また会社の合併・分割等により設置者が変更となったとき	法第11条第3項	不要	事後	○登記簿謄本や建物売買契約書等で確認させていただきます